

# 著作権者等が不明等な場合における著作物の利用(著作権法第67条)

## ○裁定制度とは

他人の著作物を利用したい

「**相当な努力**」を払ったが  
著作権者と連絡がとれない

文化庁に「**裁定**」を申請

文化庁長官が「**利用の可否**」  
と「**補償金額**」を決定

補償金を供託し、著作物を利用

## ○運用改善のポイント

### 1. 手続きの見直し

〔調査方法の整理〕

- ① 著作者の名前から調査
- ② 利用者（出版社など）への照会
- ③ **一般や関係者への協力要請**
- ④ 専門家への照会
- ⑤ 著作権管理団体への照会

〔負担の軽減〕

従来は新聞・雑誌等への掲載を求めていたが、今後は**インターネット上に、不明な権利者を捜すための窓口ホームページを設置**し、それを活用することで  
もよいこととした。

社団法人**著作権情報センター**において  
**4月25日**開設

### 2. 手引書の作成・公表

1. の内容を盛り込んだ手引書を作成し、文化庁ホームページにて提供